

子育て応援イベント ★は予約が必要です。

とき	ところ	イベント名
6 ㊦ 10:30	三角	★ 夏まつりごっこ
10 ㊦	10:30 かもめ	★ 親子ふれあい遊び
	11:00 ひろば	★ おはなしの日
12 ㊦ 11:30	豊川	★ 親子ストレッチ
19 ㊦ 10:30	ひろば	★ ミニミニ講座「おはなし会」
20 ㊦	10:30 三角	音楽知恵あそび
	9:30 豊野	★ 育児相談（臨床心理士・発達相談員）
24 ㊦	11:00 豊川	★ ベビーイングリッシュ
	10:00 小川	★ フォトアルバム作り
25 ㊦ 10:30	豊野	★ 誕生会 育児講座「幼児食について」
26 ㊦	10:30 かもめ	★ 誕生会
	10:30 小川	★ 8月生まれの誕生会

三 角	三角子育て支援センター (みすみ保育園 ☎52-2108)
かもめ	宇城子育て支援センター「かもめ」 (かもめ保育園 ☎33-6775)
ひろば	宇城市子育てひろば (宇城市保健福祉センター ☎27-5353)
豊 川	宇城市松橋子育て支援センター豊川 (豊川保育園 ☎32-4343)
豊 福	豊福保育園子育て総合支援センター (豊福保育園 ☎33-4500)
小 川	小川子育て支援センター (白百合保育園 ☎27-5602)
豊 野	豊野子育て支援センター (豊野保育園 ☎45-3680)

● 期 限 ●

10月号 8月25日㊦
11月号 9月27日㊦

● 申込先 ●

〒869-0696(住所不要)
宇城市企画課広報係
☎32-1902 FAX 32-2222
✉koho@city.uki.kumamoto.jp

当日必着

掲載申し込み

イベント

■「幸せの鐘」を鳴らして 平和を祈りましょう

8月9日㊦ 10時30分～11時2分 黙とう・閉会

核兵器のない平和な世界の実現を一緒に祈りましょう。ケーナ・オカリナミニコンサートも同時開催。
場所 道の駅不知火「幸せの鐘」
〒新日本婦人の会宇城支部 松本 ☎090-1977-7811



■ 内田の清流で ヤマメのつかみ取り大会

8月14日㊦ 8時30分 受付開始 9時 開会式
※荒天中止

集合場所 内田公民館(松橋町)
対象 小学生 ※低学年と高学年は別々に実施
参加費 500円(保険料込み)
申込方法 電話、ショートメール
必要事項 氏名・学年・保護者名・住所・電話番号
申込期限 8月10日㊦ 定員 先着50人
準備物 ぬれても良い靴、替え靴、着替え、タオル
※子どもは保険に加入しますが、保護者要同伴。
〒大会実行委員長 谷口 ☎090-6423-2322

街なか図書館 平山 ☎090-5486-6836
開館日時 土～火曜 10時～17時
お盆休館 8月11日㊦～20日㊦

濱まち 松橋町松橋1157 出町 松橋町松橋521-8

8月10日㊦まで
あらきのぶお
荒木宣男 絵画展

濱まち 出町

8月21日㊦ ▶ 31日㊦
げんじまこういち
故 源島浩一 SL 展
～昭和を牽引した D51の勇姿～

濱まち 出町

街なか図書館 - 濱まち -
購入本紹介

渋沢栄一「生き方」を磨く
著 竹内 均

など7冊を購入。
貸し出しもしています。



児童扶養手当の現況届提出を忘れずに
必要書類と手当証書を提出してください。
期限内に提出がないと、支給が差し止めになったり、受給権を失ったりします。
提出期限 8月31日㊦
※全額停止の場合でも、現況届を提出してください。
〒子育て支援課 ☎(33)1118
マイナポイントがもらえるのは9月末までです
対象 令和3年4月30日までにマイナンバーカードを申請した人
ポイント獲得方法 スマートフォン(一部機種を除く)、手続きスポット、申し込み支援窓口(市役所内)で申し込み後、選んだ

市税の納期限
集合税3期
8月31日㊦
〒債権管理課 ☎32-1497

お知らせ

■新設された負担上限額区分

区分	負担の上限額(月額)
年収 約1,160万円以上	140,100円 / 世帯
年収 約770万円～約1,160万円未満	93,000円 / 世帯

★上記以外の区分に変更はありません。

対象 65歳以上で年収約770万円以上の人がいる世帯

〒高齡介護課 ☎(32)1406

高額介護サービス費の負担上限額が変わります
8月から、毎月の高額介護サービス費に新たな区分が設けられました。
詳しくはこちら

決済サービスでチャージ・買い物※申し込みやチャージなどは、データ反映に時間がかかります。す。早めの手続きをしましょう。また、カードをまだ受け取っていない人は、事前に連絡し、来庁してください。

新たに監査委員が選任されました
河野一郎監査委員の辞任に伴い、令和3年第2回宇城市議会定例会で永木誠議員が監査委員として選出され、6月23日に辞令交付式が行われました。
監査委員事務局 ☎(32)1327
近隣に迷惑が掛かります
空き地の管理は適正に
空き地を放置すると、草木が繁茂して土地が荒れ、次のような生活環境の悪化を招きます。
■草木が道路や隣地にはみ出ることで、通行や生活の妨げになる
■蚊やハエなどの衛生害虫が発生しやすくなる
■廃棄物などが不法に投棄される
■花粉がアレルギーの原因に
■立ち枯れた草木が火災の原因に
土地の適正な管理は所有者の責



(左から)守田憲史市長、永木誠新監査委員、河野一郎前監査委員

お盆で帰省した家族と「家」のこと話しませんか
空き家の所有者に行ったアンケート調査の結果、空き家の8割が高齢者の単身世帯や夫婦世帯の住まいだったことが分かりました。家族が集まるこの時期に「家」の未来について一緒に考えてみませんか。

家の未来を考えるのに便利な「いえの手帳」を地域振興課と税務課で配布しています。

いえの手帳

農作物や農業用施設が被災したら写真で記録を
農作物や農業用施設・機械などが自然災害で被災した場合、被災時の状況が分かる写真を撮ってください。支援事業が立ち上がった場合に必要になります。
〒農政課 ☎(32)1641
詳しくはこちら

近隣に迷惑を掛けないよう適性に管理しましょう。
〒衛生環境課 ☎(32)1598